

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	2
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	3
○ 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）	12
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第五条関係）	13
○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第六条関係）	26
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第七条関係）	27

改 正 案	現 行
<p>（輸出してはならない貨物に係る申立て手続）</p> <p>第六十二条の三 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 法第六十九条の四第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（<u>四年</u>以内に限る。）</p> <p>六 （省 略）</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る申立て手続）</p> <p>第六十二条の十七 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 法第六十九条の十三第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（<u>四年</u>以内に限る。）</p> <p>六 （省 略）</p>	<p>（輸出してはならない貨物に係る申立て手続）</p> <p>第六十二条の三 同 上</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 法第六十九条の四第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（<u>二年</u>以内に限る。）</p> <p>六 同 上</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る申立て手続）</p> <p>第六十二条の十七 同 上</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 法第六十九条の十三第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（<u>二年</u>以内に限る。）</p> <p>六 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉施設の指定）</p> <p>第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</p> <p>）、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設とする。</p>	<p>（児童福祉施設の指定）</p> <p>第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</p> <p>）、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を實施するため市町村長が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設とする。</p>

改 正 案

現 行

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び次項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十六年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十五年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第

月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成二十七年
度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2| 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（第十八条第三項及び第十九条の三各号において「協定発効日」という。）から一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定するオーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量は同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

3| (省 略)

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度中における輸入数量（同項各号に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。）を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十六年
度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2| 同上

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度中における輸入数量（同項に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。）を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、当該協定対象外輸入数量を算出する場合について準用するときは、第十四条第一項中「計上される数量」とあるのは、「計上される数量（以下この項において「統計計上数量」という。）（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（以下この項において「協定発効日」という。）の属する月においては

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入数量（同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量を除く。）は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

3 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量（以下この項において「統計計上数量」という。）（協定発効日の属する月においては、同条第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量（協定発効日の前日までの期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から協定発効日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と協定発効日以後の期間の経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを次条で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けらるものに係る統計計上数量を除く。）を順次加算する方法により

、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量（協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から協定発効日前までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と協定発効日以降の期間の同協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを第十八条の二で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量を除く。）とする。）と読み替えるものとする。

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

算出した数量とする。

(オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十九条の三 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度における輸入数量について準用する。ただし、平成二十六年において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を平成二十七年において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一 協定発効日から平成二十六年の発動日（法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号において同じ。）の前日（同年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を平成二十七年二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日）までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量

二 平成二十六年において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの（協定発効日から同年度の発動日の前日までに関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認を受けたものを除く。）の数量

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 （省 略）

(オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十九条の三 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度における輸入数量について準用する。

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 同 上

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 (省 略)

二 (省 略)

三 (省 略)

四 (省 略)

五 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇五一・九一号の二又は第二〇〇五・九九号の二の四のAの(b)に掲げる物品

ロ 関税率表第五八・〇二項、第六五・〇四項、第六九・一三項、第七〇・〇七項、第八二・一五項、第九〇・〇四項又は第九四・〇五項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限る。）

六・七 (省 略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四三号、第四六号、第四八号から第五一号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、

2 同 上

一 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十七年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第二〇〇五・九九号の二の四のAの(b)に掲げる物品
ロ 関税率表第二八・一一項、第六五・〇四項、第七〇・〇七項又は第九〇・〇四項に掲げる物品（法第八条の二第一項第三号に規定する税率の適用を受けるもの限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

二 同 上

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六・七 同 上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四四号、第四七号、第四九号から第五二号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、

第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)及び第〇四〇二・二一号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。))を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。))若しくは幼児、関税率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供するもの(次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。)

二〇九 (省 略)

十 削除

十一〇十七 (省 略)

2 (省 略)

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 (省 略)

第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同 上

- 一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)及び第〇四〇二・二一号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。))を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。))若しくは幼児又は関税率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設の児童の給食の用に供するもの(次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。)

二〇九 同 上

十 法の別表第一第一七〇三・一〇号の二及び第一七〇三・九〇号の二に掲げる糖みつ

十一〇十七 同 上

2 同 上

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 同 上

2・3 (省 略)

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十一号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十一号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第○四〇二・一〇号の二の(一)に規定する小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園又は関稅定率法施行令第六十五条（児童福祉施設の指定）に規定する児童福祉施設若しくは児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を行う者（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これ

2・3 同 上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十一号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第○四〇二・一〇号の二の(1)に規定する学校、幼稚園又は児童福祉施設（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならず、ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

一〇三 (省 略)

6〇17 (省 略)

(児童福祉施設等の指定)

第四十五条 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、関税率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設とする。

2 (省 略)

別表第一(第二十五条関係)

番号	国又は地域名
一	(省 略)
二	クック
三	グレナダ
四	ケニア
五	コートジボワール
六	コスタリカ

一〇三 同上

6〇17 同上

(児童福祉施設等の指定)

第四十五条 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、関税率法施行令第六十五条に規定する児童福祉施設とする。

2 同上

3 法の別表第一の七第一〇二項及び第一〇三項に規定する政令で定める規格は、農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二条第三項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級とする。

別表第一(第二十五条関係)

番号	国又は地域名
一	同上
二	クック諸島地域
三	グルジア
四	同上
五	同上
六	同上

一四四	～	四五	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二
	(省略)		ジョージア	ジャマイカ	ジブチ	シエラレオネ	ザンビア	サントメ・プリンシペ	サモア	コンゴ民主共和国	コンゴ共和国	コモロ	コソボ

一四四	～	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○ 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）			
(省略)	地域	(省略)	地域
	中近東	アフガニスタン イラク イラン シリア	同上 同上 同上 イエメン 同上
		国名	国名
		同上	同上

改 正 案

現 行

（割当ての方法及び基準）

（割当ての方法及び基準）

第二条 暫定法第八条の五第二項において準用する関稅定率法第九条の二第一項の割当てを受けようとする者は、別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二〇号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一號、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・九〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号、第〇四〇六・九〇号、第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二號、第〇七一三・三三號、第〇七一三・三四號、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九號、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号、第〇七一三・九〇号、第〇〇〇五・九〇号、第〇〇〇七・一〇号、第〇〇〇七・二〇号、第〇〇〇八・一〇号、第〇〇〇八・一三號、第〇〇〇八・一四號、第〇〇〇八・一九號、第〇〇〇八・二〇号、第〇二〇二・三〇号、第〇二〇二・四一號、第〇二〇二・四二號、第〇二〇二・九九號、第〇八〇六・二〇号、第〇八〇六・九〇号、第〇九〇一・一〇号、第〇九〇一・二〇号、第〇九〇一・九〇号、第〇二〇二・九〇号、第〇二〇〇八・二〇号、第〇二〇〇一・一二号、第〇二〇〇一・二〇号、第〇二〇〇六・一〇号、第〇二〇〇六・九〇号、第〇五〇〇一・〇〇号及び第〇五〇〇二・〇〇号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については經濟産業大臣に關稅割当申請書を提出しなければならない。

第二条 暫定法第八条の五第二項において準用する関稅定率法第九条の二第一項の割当てを受けようとする者は、別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二〇号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一號、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・九〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号、第〇四〇六・九〇号、第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二號、第〇七一三・三三號、第〇七一三・三四號、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九號、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号、第〇七一三・九〇号、第〇〇〇五・九〇号、第〇〇〇七・一〇号、第〇〇〇七・二〇号、第〇〇〇八・一〇号、第〇〇〇八・一三號、第〇〇〇八・一四號、第〇〇〇八・一九號、第〇〇〇八・二〇号、第〇二〇二・三〇号、第〇二〇二・四一號、第〇二〇二・四二號、第〇二〇二・九九號、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇三・九〇号、第〇八〇六・二〇号、第〇八〇六・九〇号、第〇九〇一・一〇号、第〇九〇一・二〇号、第〇九〇一・九〇号、第〇二〇二・九〇号、第〇二〇〇八・二〇号、第〇二〇〇一・一二号、第〇二〇〇一・二〇号、第〇二〇〇六・一〇号、第〇二〇〇六・九〇号、第〇五〇〇一・〇〇号及び第〇五〇〇二・〇〇号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については經濟産業大臣に關稅割当申請書を提出しなければならない。

別表(第一条、第二条関係)

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・ 一〇	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	一三三、九 四〇トン(全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に
〇四〇三・ 一〇	他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)、ミルク		の割合に六・五九を乗じて得た数を当て得た数量
〇四〇四・ 九〇	以下「関税率表」という		の天然の組成分から成る物品、関税率法別表(以下「関税率表」という。)
一九〇一・ 一〇	第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態にお		い
一九〇一・ 二〇			
一九〇一・ 一〇			

別表(第一条、第二条関係)

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・ 一〇	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	一三三、九 四〇トン(全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に
〇四〇三・ 一〇	他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)、ミルク		の割合に六・五九を乗じて得た数を当て得た数量
〇四〇四・ 九〇	以下「関税率表」という		の天然の組成分から成る物品、関税率法別表(以下「関税率表」という。)
一九〇一・ 一〇	第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態にお		い
一九〇一・ 二〇			
一九〇一・ 一〇			

九〇 二一〇一・ 一二 二二〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	て全重量の三〇%以上のものに限る。)、コーヒ ー、茶又はマテをもと とした調製品(ミルクの天 然の組成分の含有量の合 計が乾燥状態において全 重量の三〇%以上のもの に限る。)並びに調製食 料品(関税率表第二一・ 九〇 六項以外の項に該当す るもの及び調製食用脂(関 税率表第〇四・〇五項 の物品の含有量が全重量 の三〇%を超え七〇%以 下のものに限る。))を除 くものとし、ミルクの天 然の組成分の含有量の合 計が乾燥状態において全 重量の三〇%以上のもの に限る。)	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七四、九七 三トン	とする。)
〇四〇二・ 二九	粉状、粒状その他の固形 の以外のも	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七四、九七 三トン	とする。)
〇四〇二・ 二九	粉状、粒状その他の固形 の以外のも	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	七四、九七 三トン	とする。)

一〇	〇四〇二・ 二一	一〇 〇四〇二・ 二一	状のミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし 又は砂糖その他の甘味料 を加えたものに限る。) のうち学校等給食用のも の	四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	トシ	一、五〇〇 トン	〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム(濃 縮又は乾燥をしたものに 限るものとし、粉状、粒 状その他の固形状のもの 以外のもので、砂糖その 他の甘味料を加えてない ものに限る。)	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	一四、〇〇 〇トン	〇四〇四・ 一〇	無機質を濃縮したホエイ	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	四五、〇〇 〇トン	〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイの うち無機質を濃縮したホ エイ以外のもので、関税 暫定措置法施行令(昭和 三十五年政令第六十九号)第一条に規定する配合 飼料の製造に使用するも の	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン	〇四〇四・ 一〇	ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の	平成二七年 四月一日か	二五、〇〇 〇トン
一〇	〇四〇二・ 二一	一〇 〇四〇二・ 二一	状のミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし 又は砂糖その他の甘味料 を加えたものに限る。) のうち学校等給食用のも の	四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	トシ	一、五〇〇 トン	〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム(濃 縮又は乾燥をしたものに 限るものとし、粉状、粒 状その他の固形状のもの 以外のもので、砂糖その 他の甘味料を加えてない ものに限る。)	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	一四、〇〇 〇トン	〇四〇四・ 一〇	無機質を濃縮したホエイ	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	四五、〇〇 〇トン	〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイの うち無機質を濃縮したホ エイ以外のもので、関税 暫定措置法施行令(昭和 三十五年政令第六十九号)第一条に規定する配合 飼料の製造に使用するも の	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン	〇四〇四・ 一〇	ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の	平成二六年 四月一日か	二五、〇〇 〇トン

一〇七・三・ 六〇 〇七三・ 九〇	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二七年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 、 四〇〇ト ン
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	三六五、〇 〇〇トン
一〇七・ 一〇	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二七年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	四一、六〇 〇トン
一〇七・ 一〇	とうもろこしのうちその 他のもの	平成二七年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五五、六〇 〇トン
一〇七・ 一〇	麦芽（いつてあるかない かを問わない。）	平成二七年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二八五、六 〇〇トン

一〇七・三・ 六〇 〇七三・ 九〇	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二六年 一〇月一日 から平成二 七年三月三 日まで	二、一〇〇 、 四〇〇ト ン
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	三六三、〇 〇〇トン
一〇七・ 一〇	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二六年 一〇月一日 から平成二 七年三月三 日まで	五〇、六〇 〇トン
一〇七・ 一〇	とうもろこしのうちその 他のもの	平成二六年 一〇月一日 から平成二 七年三月三 日まで	五三、八〇 〇トン
一〇七・ 一〇	麦芽（いつてあるかない かを問わない。）	平成二六年 一〇月一日 から平成二 七年三月三 日まで	二六六、六 〇〇トン

一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二七年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	八三、五〇 〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二六年 一月一日 から平成二 七年三月三 一日まで	八三、五〇 〇トン
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一一〇二・ 四二	落花生（煎っていないもの） その他の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの 一トンは、 殻を除いた もの〇・七
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一一〇二・ 四二	落花生（煎っていないもの） その他の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの 一トンは、 殻を除いた もの〇・七

<p>一二二二・ 九九</p>	<p>こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）</p>	<p>平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで</p>	<p>五トンに換 算するもの とする。）</p>
<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので</p>	<p>平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで</p>	<p>二〇、五〇 トン</p>
<p>一二二二・ 九九</p>	<p>こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）</p>	<p>平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで</p>	<p>五トンに換 算するもの とする。）</p>
<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので</p>	<p>平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで</p>	<p>二〇、五〇 トン</p>
<p>一七〇三・ 一〇</p>	<p>糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの</p>	<p>平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで</p>	<p>八〇〇トン</p>
<p>一七〇三・ 九〇</p>	<p>糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの</p>	<p>平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで</p>	<p>八〇〇トン</p>

四一〇一・ 二〇 四一〇一・ 五〇 四一〇一・ 九〇 四一〇四・ 一一 四一〇四・ 一九 四一〇四・ 四一 四一〇四・ 四九 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 四一〇七・ 一九 四一〇七・ 九一 四一〇七・ 九二	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いてい	四月一日から平成二八年三月三十一日まで 平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで	トン	二一四、〇〇〇平方メートル
四一〇一・ 二〇 四一〇一・ 五〇 四一〇一・ 九〇 四一〇四・ 一一 四一〇四・ 一九 四一〇四・ 四一 四一〇四・ 四九 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 四一〇七・ 一九 四一〇七・ 九一 四一〇七・ 九二	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いてい	四月一日から平成二七年三月三十一日まで 平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで	トン	二一四、〇〇〇平方メートル

四一〇七・ 九九	ないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したもののうち、染色したものを（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のも	平成二七年 四月一日か 、 〇〇〇平	一、四六六 、 〇〇〇平 方メートル	三〇 四一〇五・ 羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラ
	もの以外のも	平成二七年 四月一日か 、 〇〇〇平	一、四六六 、 〇〇〇平 方メートル	三〇 四一〇五・ 羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラ

四一〇七・ 九九	ないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したもののうち、染色したものを（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のも	平成二六年 四月一日か 、 〇〇〇平	一、四六六 、 〇〇〇平 方メートル	三〇 四一〇五・ 羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラ
	もの以外のも	平成二六年 四月一日か 、 〇〇〇平	一、四六六 、 〇〇〇平 方メートル	三〇 四一〇五・ 羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラ

六四〇三・	履物（本底がゴム製、プ	五〇〇一・ 五〇〇二・ 五〇〇二・ 〇〇	四一〇六・ 二二 四一一二・ 〇〇 四一一三・ 一〇	ストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限りとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色色したもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限りとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色色し又は模様付けしたものは	平成二七年 四月一日か 平成二八年 三月三十一 日まで	平成二七年 三月三十一 日まで	方メートル	七九八トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。）	一二、〇一
六四〇三・	履物（本底がゴム製、プ	五〇〇一・ 五〇〇二・ 五〇〇二・ 〇〇	四一〇六・ 二二 四一一二・ 〇〇 四一一三・ 一〇	ストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限りとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色色したもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限りとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色色し又は模様付けしたものは	平成二六年 四月一日か 平成二七年 三月三十一 日まで	平成二七年 三月三十一 日まで	方メートル	七九八トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。）	一二、〇一

九〇	ラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの(スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。)	四月一日から平成二八年三月三十一日まで	九、〇〇〇
九〇	ラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの(スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。)	四月一日から平成二七年三月三十一日まで	九、〇〇〇

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（政令で定める用途） 第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。</p>		<p>（政令で定める用途） 第八条 同 上</p>	
<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>脱脂粉乳</p>	<p>同上</p>
<p>（省 略）</p>	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第二項に規定する配合飼料の製造</p>	<p>脱脂粉乳</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>脱脂粉乳</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>関税暫定措置法施行令第四十五条第二項に規定する配合飼料の製造</p>	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p>	<p>同上</p>

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（割当ての方法及び基準） 第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、農林水産大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p>	<p>（割当ての方法及び基準） 第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p>
<p>2～4 （省 略） 5 農林水産大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内で、次の事項を考慮して、一項割当てを行うものとする。</p>	<p>2～4 同 上 5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内で、次の事項を考慮して、一項割当てを行うものとする。</p>
<p>一～四 （省 略） 6・7 （省 略）</p>	<p>一～四 同 上 6・7 同 上</p>
<p>8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する</p>	<p>8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する</p>

別表第三(第一条関係)

項名	品目
一 メキシコ協定	(一) (二) (三) (四) (省略)
	(五) (省略)
	(六) (省略)

別表第三(第一条関係)

項名	品目
一 メキシコ協定	(一) (二) (三) (四) 同上
	(五) 関税率表第〇八〇三・一〇号の 一及び第〇八〇三・九〇号の一に 掲げる物品
	(六) 同上
	(七) 同上

<p>四一〇七・九二号の二の(一)及び第四一〇七・九九号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(三) 関税率表第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一・二・〇〇号の二の(一)及び第四一・三・一〇号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の(一)、第六四〇三・五九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九一号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇四・一九号の一の(一)、第六四〇四・二〇号の一の(一)並びに二の(一)のA及び二のA、第六四〇五・一〇号の一の(一)並びに第六四〇五・九〇号の一の(一)のA及び二のAの(a)に掲げる物品</p>
--

二 九	
(省 略)	
(省 略)	(一三) (一二) (一一) (一〇) (九) (八) (七) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略)

二 九	
同 上	
同 上	(一四) (一三) (一二) (一一) (一〇) (九) (八) 同 同 同 同 同 同上 同上 上 上 上 上 上